

## 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の 適正化及び活性化に関する基本方針案」について

### I. 背景

第 171 回国会において、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）」が成立し、平成 21 年 6 月 26 日に公布されたところである。

今般、法を施行するため、法第 4 条第 1 項の規定に基づき「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針」を定める必要がある。

### II. 概要

#### 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項

##### 1 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義

- タクシーは鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関。
- しかし、タクシー事業を巡っては、長期的な需要の低迷や車両数の増加などの影響により、地域によっては収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が発生し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況。
- 地域社会におけるタクシーの役割の重要性に鑑みれば、問題の発生している地域において、関係者が連携協力を図りつつ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組を推進することは、極めて大きな意義がある。

##### 2 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の目標

- 特定地域において生じている以下の諸問題の解決を図り、各地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにしていくことを目標とする。
  - ①タクシー事業の収益基盤の悪化
  - ②タクシー運転者の労働条件の悪化
  - ③違法・不適切な事業運営の横行
  - ④道路混雑等の交通問題、環境問題、都市問題
  - ⑤利用者サービスが不十分

#### 二 地域計画の作成に関する基本的な事項

##### 1 協議会

###### 【基本的な考え方】

- 協議会は、地域計画の策定主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。
- 地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共有の認識の下、タクシー事業の適正化・活性化に関する取組を総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待される。

###### 【構成員】

- 地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者・団体、運転者の団体、地域住民のほか、必要に応じて他の公共交通事業者、地元企業、学識経験者等を構成員に含めることが望ましい。
- また、協議事項に関係する関係行政機関（都道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県公安委員会など）の参画を得ることも重要。

###### 【留意事項】

- 協議会運営の透明性・実効性等を確保する観点から、協議会における意思決定の方法等

に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。

- 協議会運営の効率化や他の計画との整合性の確保を図る観点から、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会等と合同で協議会を開催することも考えられる。

## 2 地域計画

### 【基本的な考え方】

- 地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもの。
- 地域計画の策定に当たっては、協議会において地域の輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、それらに的確に対応した取組を定めることが必要。
- この際、特定地域においては、供給過剰の進行や過度な運賃競争により地域公共交通としてのタクシーの機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じて、供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

### 【記載事項に関する留意事項】

#### ①タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

- 協議会における関係者間の共通認識の形成に資するものとして、地域におけるタクシーの位置付け・役割、タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載。
- タクシー事業を巡る現状分析・取組の方向性を定める際には、地方運輸局長が提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要。

#### ②地域計画の目標

- 特定事業等の前提となる目標として、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定。
  - 1) タクシーサービスの活性化、2) 事業経営の活性化、効率化、3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上、4) タクシー事業の構造的要因への対応、5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善、6) 供給抑制、7) 過度な運賃競争への対策

## 三 特定事業その他の地域計画に定める事業に関する基本的な事項

- 地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の適正化・活性化に資するあらゆる事業について定めることが可能。
- この際には、次の観点を参考にしつつ、地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。
  - ①輸送需要に対応した合理的な運営
  - ②法令の遵守の確保
  - ③運送サービスの質の向上
  - ④輸送需要の開拓

## 四 その他一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な事項

### 1 事業再構築

- 事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー事業の適正化・活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。
- 地域におけるタクシー事業の需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけるだけでなく供給輸送力を減少させることも必要であり、適正な競争や利用者利益が確保されることを前提として、自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。
- 減車等の事業再構築は、タクシー事業者の組織再編等を伴うこともあり、その実施に当たっては、タクシー運転者の地位を不当に害することやその労働条件を不当に変更することのないよう留意することが必要。

### 2 タクシー事業者・団体の役割

- タクシー事業者は、タクシー事業の適正化・活性化はタクシー事業者が主体となって取り組むべきものであることを自覚し、積極的に協議会に参加し、地域計画に定められた

事業の推進に努める。

- タクシー事業者の団体は、地域のタクシー事業者の意識の向上に取り組むとともに、協議会の協議等に際し、関係者の連絡調整や円滑な合意形成に積極的に取り組むよう努める。

### **3 国の役割**

- 国は、地域の関係者が行うタクシー事業の適正化・活性化に関する取組に必要な情報提供等に努めることとし、特に、地方運輸局長は、特定地域において適正と考えられる車両数を算出し、協議会に提示する。
- 国は、効率的かつ効果的に監査を実施するなど事後チェックの強化を図るとともに、特定地域における安易な供給拡大を抑制するよう、関係する許認可について処分基準・審査の厳格化を図る。

### **4 地方公共団体の役割**

- 地方公共団体は、他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしてのタクシーの機能向上やまちづくり・都市政策等と一体となったタクシーの機能向上を図る上で必要となる地域の公共交通やまちづくり・都市政策等の実情を地域計画に反映することができるよう、地域の実情に応じ、積極的に協議会に参加することが期待される。

### **5 地域住民その他の関係者の役割**

- 地域住民は、タクシー事業を適正化・活性化するために必要な利用者の視点を協議会の協議に反映できるよう、主体的に協議会に参加することが期待される。
- 他の公共交通事業者、地元企業等の関連事業者が協議会に参加した場合は、自らの事業とタクシー事業を連携させた取組を実現するよう努める。